

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第130号-続報

今回のテーマ「入国後講習の基準について特例措置-続報」について

情報通信第130号の続報です。

「入国後講習に係る特例措置について」6月30日付け通知が発出されています。詳しくは、外国人技能実習機構HPに掲載されている通知をご覧ください。

<https://www.otit.go.jp/hourei/#tuuchi>

○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の制定等について

令和3年2月26日付けで入国後講習に係る特例措置が発表されており、令和3年7月29日付けで期間が延長されていました。

**第1「過去6月以内」の特例について**

外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、令和元年8月1日以降に受講した講習が入国前講習として認められる特例が設けられています。⇒来月8月1日以降は特例が適用されません。

**第2「12分の1以上」の特例について**

外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合において、入国前に45日以上240時間以上の講習を座学で受講している時は、入国後講習の総時間数を第1号技能実習予定時間全体の24分の1以上に短縮することが認められる特例が設けられています。⇒引き続き「当分の間」継続されます。

**第3「オンラインでの実施」の特例について**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインで実施することを可能としています。⇒引き続き「当分の間」継続されます。

オンラインは音声と映像が伴うもので、実習生と講師が同時に双方向で意思疎通できることが必要です。

**第4「介護職種」の特例について**

介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取り扱いについて、詳しくは、外国人技能実習機構HPを確認ください。⇒特例措置の適用について期限は延長されません。